

大阪広域水道企業団監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大阪広域水道企業団企業長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和5年3月30日

大阪広域水道企業団監査委員 小田 利昭  
同 塩尻 明夫

1 指示に対する措置

（工務課所管の令和3年度支出に係るファイルの紛失について）

監査対象機関	事業管理部
監査実施年月日	令和4年8月4日
監査の結果	措置の状況
長期継続契約案件で、令和3年度分の支出取引に関する伺い書原本・検査調書・請求書・支出伝票原本・令和3年度に締結した変更契約書原本が綴られているファイルを紛失している事例があった。文書管理を徹底されたい。	今後、書類の移動や廃棄処分を行う際の仕分けにおいては、複数人による仕分けチェックを行うこと等により、誤った移動や廃棄が生じないように所属内に周知徹底した。 また、再発防止として企業団内のイントラネットに本事案を掲載し、全所属に共有した。更に、経営管理部総務課長からも、全所属へ文書管理に関する注意喚起を行った。

2 問い合わせ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階

（TEL (06) 6944-6047）

大阪広域水道企業団監査委員事務局